

一般送配電事業者による非公開情報の 情報漏えいに係る再発防止策の検討

第17回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2026年1月30日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日のご報告内容について

- 北海道電力ネットワーク株式会社（以下「北海道NW」という。）及び北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）における非公開情報の漏えい事案については、第11回制度設計・監視専門会合において、業務改善計画提出以降1年間を集中改善期間として、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）においてモニタリングを実施することとしたところ。
- また、第15回制度設計・監視専門会合において、第1回モニタリングとして、委員会において両社の社長との面談を実施した旨を御報告させていただいたところ。
- 本日は、**第2回モニタリング**として、委員会事務局において、**北海道NW及び北海道電力**に対して現地ヒアリング、オンラインヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施したことから、その結果について御報告させていただく。

委員会・事務局における面談の実施（第1回概要）

- 第1回のモニタリングとして、委員会は北海道電力及び北海道NWの社長から、①既にどのような取組に着手したのか、②今後どのような点を意識しながら計画を実行していくのか、③自身が内部統制の強化にどのように関与し、リーダーシップを発揮していくのか、について両社の社長との面談を実施した。

【実施概要】

対象事業者	実施者	日時（方式）
北海道電力ネットワーク株式会社 (業務改善勧告対象事業者)	委員長 委員 事務局	2025年10月20日（対面）
北海道電力株式会社 (業務改善勧告対象事業者)	委員長 委員 事務局	

ヒアリングの日程・確認対象(第2回概要)

- 第2回モニタリングとして、①法令遵守意識向上に係る取組、②現地における情報管理状況、③主要な論点の進捗について、事務局が直接両社を訪問しヒアリングを実施した。

【実施概要】

対象事業者	日時（方式）	確認対象事業所
北海道電力ネットワーク株式会社 (業務改善勧告対象事業者)	2025年12月11日、12日 (現地ヒアリング) 2025年12月19日、24日 (オンラインヒアリング)	12月11日:札幌本店(札幌市中央区) 12月12日:桑園事務所(札幌市中央区)
北海道電力株式会社 (業務改善勧告対象事業者)	2025年12月11日 (現地ヒアリング) 2025年12月25日 (オンラインヒアリング)	12月11日:札幌本店(札幌市中央区)

ヒアリングの内容

- 今回のテーマである、①法令遵守意識向上に係る取組、②現地における情報管理状況、③主要な論点の進捗について、以下の観点でヒアリングを行った。

確認事項	ヒアリングの観点
①法令遵守意識向上に係る取組	<ul style="list-style-type: none">✓ 業務改善計画に基づき法令遵守意識向上施策が社長や役員主導のもと適切に実施されているか✓ 法令遵守意識向上施策が従業員に浸透しているか
②現地における情報管理状況	<ul style="list-style-type: none">✓ 北海道電力と北海道NWが同居しているフロアの物理的隔絶対策状況✓ 北海道電力と北海道NWそれぞれの会議室等の共用スペースや執務スペースでの情報管理状況
③主要な論点の進捗	<ul style="list-style-type: none">✓ 以下の各項目は特に対策実施に時間を要することから、現時点での対応状況を確認<ul style="list-style-type: none">①ITガバナンス、②委託先管理、③リスク評価、④3線管理体制✓ ②委託先管理については、1線である委託元部署及び委託先である北海電工へ業務改善計画に係る施策の浸透状況を確認

ヒアリングに係る事務局の所感(確認結果)

- 今回のヒアリングを通じ、両社とも**業務改善計画に従い、対応が進められていた。**
- ①法令遵守意識向上に係る取組については、両社とも、社長訓示や全社的な行為規制研修受講を通じ、全社的な施策が行われていた。**役員、複数部署の社員からは法令遵守意識が向上している旨の回答が得られ、施策が浸透していることが確認できた。**
- ②現地における情報管理状況は、現地を訪問し両社とも**確認した範囲で適切に情報管理が行われていた。**
- ③主要な論点の進捗については両社とも概ね**具体的な施策を進めていることを確認できた。**

ヒアリングに係る事務局の所感(今後の課題)

- システム総点検:**両社**ともそれぞれの方法で検討を進めているが、今回生じた情報漏えい事案を踏まえ、点検方法の網羅性や妥当性は改めて検証する必要がある。特に北海道NWについては、「サブシステム」と定義したシステムも含めて全てのシステムを点検対象としているかを留意する。
- 重要な委託先に対する施策:**両社**ともそれぞれの方法で重要な委託先を選定していることは確認できた。一方、**委託先に対する施策は今後実施予定で、委託先の協力が不可欠であり対応を完了するには時間要するため、進捗に留意する。**
- 業務総点検やリスク評価:**両社**とも業務総点検及びリスク評価を進めつつ、手法については継続的に見直し中である。**行為規制に関する業務やリスクを網羅的に把握することは他施策にも影響することから施策の手法や進捗に留意する。**
- 第2線によるモニタリング:**北海道NW**において、行為規制を所管する第2線によるモニタリング計画を策定中である。**必要な手続や訪問先を計画したうえで計画通りに複数の事務所を訪問しモニタリング結果を報告する必要があり時間を要することから、方法や進捗に留意する。**

第3回モニタリングについて

- 両社の内部統制体制の強化状況については、今後もヒアリング等を通じてモニタリングをしていく予定。その際、前述した**今後の課題の対応状況**は、どれも特に重要な事項であることから今後のモニタリングにおいて、実効的な対策が行われているかを確認する。
- 今回確認したテーマ(ITガバナンス等)**については引き続き第3回でも確認を行い、今回対象外とした**他の取組項目**に関しても、第3回以降のモニタリングにおいて、実施状況を確認していく予定。

〈集中改善期間に係るモニタリングの計画〉

第1回（社長面談実施済）	第2回（ヒアリング実施済）	第3回（2月下旬を予定）
<ul style="list-style-type: none">✓ 業務改善計画に係る全体像・スケジュール✓ 経営層による取組・リーダーシップ <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 現場従業員の法令遵守意識向上に係る取組✓ 現地における情報管理状況✓ 評価の観点の進捗など	<ul style="list-style-type: none">✓ 第2回で識別した課題の状況確認✓ 第2回で確認したテーマの進捗✓ 評価の観点の進捗(内部通報、災害対応、人事異動)など

- 今後は両社の内部統制の強化状況について、実地確認やヒアリング等を通じてモニタリングをしていく。
- 原則として、昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリング（以下「前回モニタリング」という。）の手法・頻度・内容等を踏襲し、1年間の集中改善期間にわたりモニタリングをしていく予定である。また、集中改善期間の最後には、両社の再発防止に向けた取組状況を点数化して評価する予定である。
- モニタリングの際には、両社の社長から説明がなされた内部統制及び再発防止策について、実際に機能しているか・効果が上がっているかといった点等について、確認していく。
- なお、当モニタリングの対象となっていない事業者※については、前回モニタリングにおいて論点となった点を中心として、年1回程度のオンラインヒアリングによるモニタリングを実施する予定である。

※既に集中改善期間が終了した16社（東北電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力マイズ株式会社、関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、四国電力送配電株式会社、四国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、中国電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社）に加え、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社の2社